

一般財団法人岡山県交通安全協会団体会員に関する規程の一部を改正し、次のように定める。

令和6年7月17日

一般財団法人岡山県交通安全協会
会長 末長 範彦

一般財団法人岡山県交通安全協会団体会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人岡山県交通安全協会（以下「協会」という。）の団体会員（以下「会員」という。）及び団体会費（以下「会費」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(入会資格)

第2条 会員は、協会の目的に賛同する法人、企業、事業所等（以下「団体」という。）とする。

2 次の各号のいずれかに該当する団体は入会できない。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団関係企業
- (3) 総会屋
- (4) その他前号に準ずる団体
- (5) 協会の目的及び品位を損なうおそれのある団体
- (6) 政治性又は宗教性を有する団体
- (7) 差別や偏見を助長するおそれのある団体
- (8) 公序良俗に反するおそれのある団体
- (9) 社会的信用を著しく失墜する行為をした団体
- (10) その他事業を推進する上で、ふさわしくないと協会が認める団体

(入会手続)

第3条 入会を希望する団体は、様式第1号「団体会員入会申込書」（以下「入会申込書」という。）及び様式第2号「反社会的勢力の排除に関する誓約書」（以下「誓約書」という。）を協会に提出し、入会を申し込むものとする。ただし、前年度に引き続き入会する場合には、誓約書の提出を省略できるものとする。

2 協会は、入会申込書及び誓約書を受理するにあたり、必要最小限度の各種資料の提出を求めることができる。

3 協会は、入会を希望する団体が前条第2項に該当すると認めるときは、入会を拒否することができる。

(会費)

第4条 会費の額は、1口10,000円とする。

2 会費の複数口加入は可能とする。

3 会費は年度会費とし、4月1日から翌年3月31日までを1会計年度とする。

(会費の納入)

第5条 会費は、協会が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。

(退会)

第6条 会員はいつでも様式第3号「退会届」を協会に提出することにより、退会することができる。

2 協会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員を退会させることができる。

- (1) 第2条に規定する入会資格を喪失したとき
- (2) 破産、会社更生手続き開始、民事再生手続き開始の申し立てがあったとき
- (3) 社会的信用を著しく失墜する行為をしたとき

3 前各項の場合、既納の会費は原則、返還しないものとする。

(会員証)

第7条 協会は、入会した団体に対して、「岡山県交通安全協会団体会員之証」を交付する。

2 協会は、会員が退会した時には、速やかに会員証の返還を求めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。